◎宅地建物取引主任者証書換え交付申請

取引主任者は、その氏名又は住所を変更したときは、法第２０条の規定による変更の登録の申請とあわせて、取引主任者証の書換え交付を申請しなければならない。（業法施行規則第１４条の１３）

(1) 申請方法

申請者	持参するもの又は郵送先	提出書類
氏名、住所のいずれかに変更のある方（本人）	・宅地建物取引主任者証 ・認印 氏名変更は写真２枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm）	「書換え交付申請書」
代理人の来庁による申請	登録者の委任状、代理人の認印	
郵送による申請	（送り先） 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号 群馬県　県土整備部監理課宅建業係 電話（０２７）２２３－１１１１　代表 （０２７）２２６－３５２５　直通	

郵送による申請の場合は、返信用封筒（３８０円切手）を同封してください。

〔記　入　例〕

平成 13年 4月10日

群馬県知事殿

申請者　発行番号 00123456 7
郵便番号（379-2154）
住所 前橋市天川大島町 1-4-37
氏名 赤城　次郎 ㊞
電話番号（027）243 - 3388

受付番号 ※

受付年月日 ※

申請時の登録番号 10 - 1234

（注）必ず記入してください。

受領年月日 ※

宅地建物取引主任者証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第１４条の１３の規定により、宅地建物取引主任者証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変更後	変更前	交付年月日
（フリガナ） 氏名			
住所	前橋市天川大島町 1-4-37	伊勢崎市曲輪町 2-3-1	平成10年 2月2日

確認欄 ※